

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

実質勝利の5・12判決を武器に

----- (成瀬 昇) (2)

世界恐慌と低利・百年国債の日銀引き受け

----- (岩下 有司) (6)

雇用を守る政策に大きな反響

----- (本村 映一) (10)

第17回トヨタシンポ・概要報告

----- (西野 脈郎) (12)

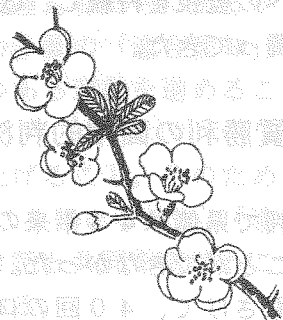
東海市の「街づくりと地域経済、

リストラ問題」

----- (労間研事務局) (14)

研究所便り

----- (16)



● 第80号

○ 2000年3月15日

愛知労働問題研究所



実質勝利の5・12判決を武器に

—地労委民主化闘争10年の到達点とこれからの闘い—

成瀬 昇

労働者の権利救済機関である労働委員会変質の突破口となる、労働者委員の連合系独占に反対し、知事を相手に10年間闘って、実質勝利の5・12判決を勝ち取った。

この判決を武器に公正任命を求めて闘ったが、今回も偏向任命が強行された。

神田県政の「反共の壁」がなぜ破れなかったのか、闘いの到達点とこれからの闘いについて述べる。

労働委員会の変質を阻むために

労働委員会は戦後の1946年発足当初から、使用者による不当な差別や解雇、団体交渉拒否などに起因する、数々の労働争議を解決し、団結権を中心とする労働者の権利を守る上で、重要な役割を果たしてきた。

労働委員会は、公、労、使の三者構成であるが、不当労働行為の申し立て権をもつ労働組合と労働者委員との信頼関係が不可欠との判断から、労働者委員の任命については労働界の実情を踏まえて系統別の任命が守られてきた。

ところが労働戦線の右より再編成が強行された1989年以降、東京都を除いて「連合」独占の偏向任命が行われ、労働委員会は企業側擁護の機関へ変質の危機にさらされた。このような財界や「連合」幹部の思惑に迎合した政府の「全労連」への露骨な敵視政策に反対して、「全労連」はじめ全国各府県でも、県労連が中心になって任命取り消し訴訟など闘いが組織された。

愛知県では89年6月に、愛労連はじめ国労、新聞、民放など反・非連合系の組合や弁護士、学者で愛知地労委の民主化を求める連絡会議を結成して闘ったが、89年12月任命の30期委員（任期2年）は7名全員が「連合」系で占められ、労働者委員であった私も任命を拒否された。弁護団（高木輝雄団長）からは裁判の厳しさが指摘されたが、私たちは①偏向任命の不法を明らかにし、②「連合」独占の「片肺地労委」への監視を持続し、③共同の輪を広げるために、90年2月に知事を相手に提訴して闘ってきた。

実質勝利の画期的判決 —公正任命を知事に勧告

裁判で県側は43年来の慣行を無視して、偏向任命をした合理的な基準も、根拠も示すことができなかった。被告県側の早期結審の主張を、大衆行動や世論をバックに何回もさせて、40回の口頭弁論、7人の証人調べなど、きめ細かで充実した審理を経て、99年5月12日に名古屋地裁で判決が言い渡された。

林道春裁判長は「原告等の請求を棄却する」との主文に続いて判決文の「最後に」の部分（約千字）を読み上げ、知事に対して改善を強く求めた。

その要点は、「①運動方針を異にする潮流、系統が存在し対立している状況下で、委員の構成は多様性を有することが望ましい。②任命の統一性、公平性、透明性を担保するためにも、また労働者委員の任命は政治的であってはならないが、政治的であるとの疑問が生ずるだけでも問題であり、これらを防ぐためにも任命基準の作成、公表が有益である。③より多くの労組、労働者に支持されるような合理的な選任方法を検討されることを望む。」であった。

朗読がおわると満員の傍聴席から拍手が起こった。原告団長の私は立ち上がって「ありがとうございます裁判長」といって深々と頭を下げた。敗訴ではあるが「最後に」の改善勧告は私が最終陳述でも強調した核心部分を肯定しているし、任命基準の作成、公表を求めたのは画期的であり「実質勝利の判決」と直感したからだった。

被告の県側代理人らは勝訴なのに、うなだれて早々と退席した。

判決直後に私たちは「実質勝利の画期的判決を武器に、12月任命の35期労働者委員の公正任命をはじめ、公正で民主的な労働行政の実現をめざして奮闘する」声明を公表し、直ちに県の担当副知事に直接要請した。

5月15日に東京で開かれた労働委員会民主化対策会議総会に、私と見崎徳弘事務局長が出席した。総会では、千葉、長野、仙台など9件の先行判決の、いずれにもまして労働者委員の任命について、厳しく「連合」独占の問題点を指摘し、その改善を具体的に求めており、今日の法システムや司法の現状から見て「最高の判決」であるとの高い評価を受けたし、全国の仲間に大きな激励になったと感謝もされた。

まさに、この判決は私たちや弁護団の10年に及ぶ闘いの知恵と力の結晶であるが、また、全国的な運動の前進や世論の高まりが、力になったことはいうまでもない。

私は「全労連」をはじめ各地の仲間のみなさんに改めて感謝と敬意を表し、12月の35期の任命に向けて意気たからかに闘う決意を披瀝した。

世論を高め知事を追いつめたが

判決を武器にどう闘うか、民主化会議の幹事会や臨時総会で真摯に議論した。

私たちの闘いの正当性は裁判所で認知された。大義も道理も私たちにあるが、県政での与野党の勢力比や、ビックビジネスユニオンが圧倒的多数の「連合愛知」の動向などから楽観できない。これまで以上にきめ細かで厚みのある運動を進めることを決めた。

柱は、任命権者の神田知事に向けて世論と運動を盛り上げること。そのために、地労委委員の任命は知事の専決事項だが、県会への働きかけを強めること、「連合」に対しては年金改悪反対や雇用確保など一致する課題での対話と共同を広げること。

そして運動は県内だけでなく全国に呼びかけることである。

労働者委員の推薦候補者はこれまでの4名から、阿部精六愛労連議長、田中洋行全

港湾名古屋支部書記長の2名に絞った。

全県議宅へ判決パンフや要請書の郵送をはじめ、自民党、公明党、など県議団長宅への訪問要請も今回初めて行った。労働者、県民への大量のビラ配布や学習会、決起集会、デモ、団体や個人署名の取り組み、それらを背景にして労働部への波動的な要請行動を組織していった。

また、37名の労働者委員経験者による知事要請、さらに独自に県内の法学者、政治学者と弁護士204名が公正任命の知事要請を行った。私はこの間担当の副知事に2回会って要請したが、10月26日には知事宅に「弁護士である知事が鈴木県政の負の遺産を清算されることを期待する」など書いた「直訴状」を送った。

県議会では一貫して差別行政を追求していたのは、日本共産党だけであったが今回は、「一人ぐらいいは反・非連合の委員が任命されるのが筋だ」と、好意的に動いた議員もいるなど雰囲気は変わっていた。労働部は共産党の議員や私たちの追究に「困惑している」を繰り返したし、一時は知事も公正任命に傾いていた。

またも「連合」独占の「政治的任命」 — 知事に詰問状を送る —

11月29日、愛知県は35期委員のリストを発表したが、今期も偏向任命が打破できなかった。

なぜか。私たちは人脈などを活かして県首脳や「連合」の動きのポイントを掴んでいたから、11月はじめには「今期もだめか」と、覚悟はしていたものの、かすかな期待も抱いていたからすごいショックだった。私は一時虚脱状態であった。

リアルな公表は自制するが、確かなことは「連合愛知」幹部が「連合」独占に固執したからだ。判決が改善を指摘した「政治的任命」が臆面なく行われたのである。

私たちは直ちに抗議声明を出すとともに、県庁西庁舎前での抗議の座り込みを行った。さらに公開質問状で知事に文書回答を求めた。

12月16日に労働部長名で届いた独善的回答を読んで私の怒りが沸騰した。年末は風邪で臥していたので、1月15日付けで神田知事に約3000字の「詰問状」を送った。要点は次の通りである。

① 回答は「盗人の3分の理」もなく、官僚的、独善的、かつ偽善的であり神田県政の民主主義に対する見識を、一層疑わせるものだ。

② 「総合的判断で任命した」など裁判で斥けられた県の主張を臆面もなく述べており「傲慢不遜の極みだ」

③ 任命基準を作成、公表しなかったのは偏向任命に固執したからだ。「連合愛知」が指名した7名を今期も任命したのだ。

④ 地労委で申し立てた組合と同系列の、信頼できる労働者委員の参与をうける権利を奪う権限は誰にもない。屈辱に耐えながら「連合」系委員の参与をうけているのだ。

⑤ 各種審議会委員もすべて「連合」から、教育文化活動や安全衛生センターなど



への助成金も「連合」のみで反・非連合にはゼロ、こんな差別はかつてなかった。速やかに是正すべきだ。

⑥ 行政は政治に中立、民主的で公平が大原則だ。5・12判決は不当な差別行政の是正を強く求めている。「過って改むるに憚ることなかれ」

差別への怒りを軸に各層との共同を広げて

2月22日、民主化会議の総会で、総括と次期任命（来年12月）に向けての方針を決めた。地労委民主化の闘いは ①地労委の変質を阻み ②闘う労働者の団結権を守り ③差別行政をただす、崇高な闘いであることを再確認する。

運動はシャープであったが、例えば2千団体、10万人をめざした署名が1824団体、34081名にとどまるなど広がりにつけては、知事の権力主義（自己保身）と「連合」幹部の特権意識の壁を破れなかった。新たな訴訟は起こさず、全国の仲間との連帯を強め5・12判決を掲げて片肺地労委への監視や運営改善、争議組合との連携をつよめるのは勿論のこと、差別への怒りのエネルギーを大きく結集し、差別に苦しむ県民各層との共同を広げて闘う。

また、「連合」との一致点での共同を強めるために一層努める。

権利は闘いとるもの 政治革新とも結んで

10年闘って21世紀の直前にきたが情勢は大きく変化した。

89年の右より再編成に便乗して、東京を除いて偏向任命が強行されたが、その後の闘いで大阪、沖縄、高知、和歌山、埼玉で公正任命を勝ち取った。（逆風で昨年からは今年にかけて沖縄、和歌山で「連合」独占に逆戻りした）

しかし、今年10月の中労委では、やや暖かい風を感じている。総選挙で日本共産党が大躍進し、国民本位の野党連合政権が成立すれば、労働行政も民主的に転換される。悪政の応援団であった「連合」も国政では自公政治に反対して闘っており、「全労連」との共同の条件は広がっている。

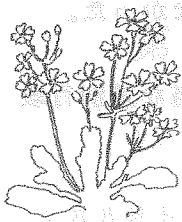
財界主導、開発至上主義のオール与党県政の矛盾の象徴が愛知万博問題であり、県民投票条例制定運動の成功が、県政の流れを変える突破口を開くのではないかと。

労働者、県民との共同を着実に広げ、差別や抑圧や生活不安の根源である、政治の革新をもめざして奮闘する中から、勝利の展望が開けてくることを実感している。

権利は闘いとるもの、大義と道理のある闘いは必ず本流になると、私は確信を強めている。

（なるせ・のぼる / 当研究所理事・元愛労評議長・地労委民主化訴訟原告団長）





世界恐慌と低利・百年国債の日銀引き受け

岩 下 有 司

一 財政再建か景気回復か

最近、またぞろ財政再建論が頭をもたげてきている。

97年春からの景気後退と金融危機対策として、国債を大增発したため財政が危機的状況に陥った。これ以上国債を増発すれば財政が破綻するというのがその理由である。

一部のエコノミストとは別に、自民党の加藤紘一氏、梶山静六氏、民主党の鳩山由紀夫氏たちが、政局をにらみながら小渕内閣批判として主張している。橋本内閣による97年4月からの9兆円の国民負担増による財政再建策が、その10倍を超える財政支出を余儀なくさせた悪夢をもう忘れたのだろうか。

はっきり言って、今の日本経済は病み上がりで、体力は衰弱しきっている。再び財政削減を強行し急激に景気が悪化したさいには、アメリカの株式市場の不安定さと相俟って恐慌状態に陥る可能性が強い。したがって、今は財政再建より景気回復を優先しなければならないのである。

景気が民需主導の力強い回復軌道に乗るまでは、財政支出による下支えが必要であり、その財源は国債しかない。だが、これ以上国債を発行して、はたして市中消化ができるであろうか。残念ながらもうそろそろ市中消化は限界に近い。となると残された道は日銀による国債の直接引き受けしかない。

しかし、日銀引き受けといえども年に2%程度の金利を支払わねばならないし、償還期がくれば新たな財源が必要となる。それらをすべて国債の新たな増発で賄っていくのでは、たとえ景気が回復しても返済は不可能になり、いずれ超インフレに襲われる。

このような混乱を防ぐ手だてはないものかということで、98年夏のあの恐慌前夜ともいうべき時期から私が提唱しているのが、低利・百年国債の日銀引き受けである。これについて簡単に説明しておこう。

二 現在の財政法と日銀法で日銀引き受けはできる

誤解しているエコノミストがあまりにも多いので驚かされるが、財政法と日銀法には、現在のような金融危機に対応した方策が準備されている。国債の日銀引き受けが

それである。

財政法第五条には、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない」とある。これを受けて、98年の4月から施行された新日銀法第三十四条第三項には、日銀は「財政法第五条ただし書きの規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け」業務を行うことができるとしている。つまり、国会で議決すれば必要な額の新発債の日銀引き受けが可能なのである。

三 低利・百年国債の日銀引き受けの提唱

そこで、私は低利（年0.1%）で償還期間百年の国債を発行し、それを日銀が引き受けることを提唱したい。

国債の日銀引き受けについては、日本の場合立派な前例がある。昭和6年12月、高橋是清は5回目の蔵相につくと直ちに金輸出再禁止を決定し、日銀券の兌換を停止した。このため、円が低下し輸出が回復し始めた。そして、その約1年後の7年11月、慎重な準備をした上で国債の日銀引き受けを断行した。

これは疲弊しきった日本経済を見て、財源を増税に求めたりすればいっそう経済を弱体化させると考えたからである。そして、この政策によって景気は力強く回復することになったのである。

日銀引き受けについては、海外諸国からの反応を気にされる方も多かろう。しかし、当時の日銀副総裁 深井英五は、翌年にロンドンの国際経済会議に出かけたさい、高橋財政が各国首脳のほぼ全員から妙案として称賛されたと『回顧70年』の中で書いている。国債の日銀引き受け策により、世界恐慌に苦しむ各国に先駆けて日本経済が真先に回復したことが国際的に高く評価されたのである。結局、やり方はともかく日本の景気が回復するかどうかの評価の決め手になるということである。

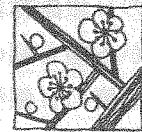
0.1%という金利水準については、現在の普通預金の金利が0.08%、1年物定期預金の金利が0.15%という低金利に国民が我慢していることを考えれば、バブルの最大の責任者である日銀にとって異常に低い水準ではない。

100年という償還期間については、1751年から1947年まで200年間にわたってイギリスでは永久国債（コンソル債）が発行され、現在でも8種類約30億ポンド（約6,000億円）が残存していて、イギリス政府から利子が支払われていること、また、日本においても明治・大正期発行の5%国債は55年償還であったことなどを考えれば、100年という償還期間も日銀にとって異常に長いとはいえない。



四 低利・百年債の日銀引受けのメリット

- 1 経済再建の財源を増税に求めるのでは、逆に消費が減退し不況を深刻化させるが、日銀引き受け債はそれを避けることができる。
- 2 利率が低いので、例えば80兆円の国債を発行しても利払いは年に800億円ですむ。また、償還期間が非常に長いためほとんど償還のことを考える必要がない。このため大規模な国債の発行が可能になる。
- 3 これによって確保された巨額の資金を、必要なところに必要なだけ投入できるため、思い切った構造改革と景気回復が同時に追求できる。
 - (1) 金融システム安定化策として
 - * 金融機関が売却を望む不良債権を、額面の5～10%の値段で無制限に買い取る。
 - (2) 景気対策として
 - * 消費税を3%に引き下げる。
 - * インターネット社会へ向けての情報・通信インフラ投資。
 - * 雇用対策や高齢化社会対策。
- 4 利率が高く償還期間の短い既発の国債を償還することができるので財政は大いに改善できる。
- 5 現在流行の調整インフレ論とは異なり、インフレそのものを目的にしないですむためモラルハザードが起きないし、潰れてしかるべき銀行や企業を延命させる必要もない。
- 6 アメリカの株式市場やドルの暴落が起きたさいに発動させれば、円の急騰や日本株式の暴落を防ぐ上で極めて有効と思われる。



五 日銀引き受け・百年債に対する不安

それでも、円安や海外からの信任とかインフレを懸念する向きもあろう。しかし、日本の場合は輸出競争力が強いので円には常に強い上昇圧力がかかっており、一時的にはともかく経済が安定すれば円安にはならない。

また、海外からの日本経済に対する信任の問題については、先にあげた高橋財政が示すように、景気が力強く回復するなら外国からは歓迎されるはずである。むしろ、景気がいつまでも回復しないので、アメリカを始めとする諸外国に徹底的に馬鹿にされているのが現状である。

インフレについても、現在は45兆円を超える需給ギャップがあるからそれほど大きなインフレは起きない。高橋財政の場合インフレを引き起こしたのではないかと言う人

もいるだろう。しかし、あの時は日銀引き受けで得られた資金は、軍部の圧力により景気回復のために使われる以上に軍事拡大に回された。周知のように、軍事経済は再生産外消耗といって、原材料や機械のような生産財をつくるのでもなく、国民の生活維持に役立つ消費財をつくることもない資金と人と資材の完全な消耗である。そのため悪性のインフレを招いた。

しかし、現在の日本の場合、百年債による景気回復は、生産財や消費財の生産の拡大をもたらし、供給を拡大するため悪性インフレにはならない。ただ、無制限には発行し続けていいというわけではなく、例えば年間5%を超える物価上昇が2年続いたら引き締め策に転じるなどの歯止めが必要なことは言うまでもない。

六 最後に

世界大恐慌がファシズムを生み出し、第2次世界大戦を起こしたことはよく知られている。戦争特需待望論が出てくるほど深刻な状況下において、決定的な対案を示すこともせず、ただ、経済学的根拠のない、たんに常識にもとづいた日銀引き受けに対するアレルギー的拒否反応を起こしているだけで済まされるであろうか。

(いわした・ゆうじ/会員、中京大学経済学部教授)

会員みなさん、ぜひ「所報」へご寄稿を

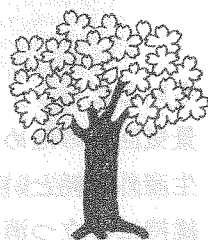
研究者や弁護士各位の労働問題や学際的な研究論文、組合役員や活動家の闘争報告や問題意識、あるいは旅行記など日頃感じていることなど、会員の交流の場でもあり、研究所と会員のネットワークとしての「所報」にふさわしい論稿をぜひお寄せ下さり、「所報」を会員みなさま方に役立つものにしたいと願っています。

：文章は、1頁1100字程度。2頁または4頁まで。写真や表がついても結構です。原稿は、メールで送って下さると好都合です。郵便でも、FAXでも結構です。締め切りは、偶数月末です。ご寄稿くださる場合は、事前にご一報下さいますと編集上好都合です。ペンネームによる発表も可能ですが、寄稿者のお名前・所属はお教え下さい。研究所の性格から寄稿への謝礼はありません。

愛知労働問題研究所・名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304

電話・FAX(052)883-6978 Eメール: ali@japan-net.or.jp (担当: 西野)

雇用を守る政策に大きな反響



— 豊田市長選挙をたたかって —

本 村 映 一

党派選挙の過去最高票を獲得

今年2月6日投票でたたかわれた豊田市長選挙で、直前まで努力が続けられてきた革新無所属候補擁立が不調になり、私が日本共産党公認の候補者を急きょ引き受けてたたかいました。結果は、当選した前助役の93220票にたいして、16634票（16％）を獲得しました。告示4日前の立候補表明ではありましたが、トヨタの企業城下町豊田市における党公認候補と得票として過去最高票となりました。これまでの最高は、1972年の市長選挙13889票でしたから、実に28年ぶりの更新でした。私自身は8年前の同じ市長選で6500票でしたから、2・5倍となり90年代の日本共産党と日本社会の関係で大きな変化を実感できました。

雇用問題に力をこめて

とにかくあわただしい立候補の「短期決戦」でしたから、街頭演説を毎日20か所を目標に打って出ました。特に、労働者のまち、豊田市ですから雇用の問題に力をこめて語りました。要旨次のような訴えです。

……21世紀を迎える来年は「市政五十周年」。これまで市政の中心は、トヨタの事業拡大に奉仕する施策、「くるま社会」に対応する大規模道路など、ゼネコンなど一部企業に仕事がまわる大型事業でした。それを支えてきたのが日本共産党などを除く「オール与党」体制でした。ところがそのトヨタ自動車が七千人（九二年～九九年の七年間）をこえる人員削減、さらに工場移転計画などで、雇用不安をつくり出しています。このトヨタが「愛知万博の推進」の中心です。何よりも雇用の確保と拡大に全力をあげる決意です。不況・雇用対策を市政の大きな柱にして、事業所の閉鎖・移転・縮小などについては事前の協議をもとめること、くらし・福祉・教育で雇用の拡大をはかります……

また、あわただしくつくった候補者ポスターには、写真の横にスローガン「税金のムダづかいを減らし、雇用・介護・環境・教育を」と入れました。

雇用政策にマスコミも注目

雇用問題の訴えがマスコミの関心をよび、各紙の記事で次のように紹介されました。

○「業界の『勝ち組』』といわれるトヨタ自動車。しかし、自然減や出向、配置転換な

ど人べらしは進んでいる。…不況・雇用対策に力を入れたいと（本村候補は）「労働者の味方」を貫く」（「中日」）

○「現在は党県委員会労働部長の役職にあるだけに、『豊田市は労働者の町。巨大企業の身勝手なリストラや工場移転を許してはならない』ときっぱり」（「毎日」）

○「労働部長として、企業のリストラ対策や雇用問題に取り組んでいる。『トヨタと豊田市も共存共栄のルールをつくらなければ…と（主張）』（「矢作新報」）

相手候補は、雇用問題については「新たな産業の誘致による雇用の創出」とだけふれただけでした。

トヨタの門前で「顔」が向く

雇用問題の訴えは、工場門前に力を入れました。トヨタ自動車の本社・元町・高岡・堤の4工場、また鬼頭工業、豊田鉄工などトヨタ関連企業の門前・食堂でよびかけました。ここでは「豊田の市長は、労働者の雇用を守るために大企業にもキッパリものを言うことが大事ではないでしょうか。ヨーロッパでは大企業の大幅な人員削減や工場閉鎖など雇用の大きな変動に関わるとは、周辺自治体との事前の協議が義務づけられ、それに違反すると罰金が課せられます。いま日産の21000人リストラをすすめているルノーは、ベルギー工場を閉鎖するときに莫大な罰金を払ったのです。日本にはまだそういう法律がありませんが、これまでトヨタ自動車に市民の税金をつぎこんできた豊田市が労働者の雇用にかかわる問題で、事前の協議をもとめることは当然ではないでしょうか。それにはふれないで、「新たな産業の誘致で雇用を創出」ではやる順番がちがうのではないのでしょうか」と語りました。

このくだりになると通行中の労働者の「顔」がこちらに向くのです。口にだして言うか言わないかは別にして、トヨタ自動車だけでもこの7年間で7300人の人べらしをやっているのですから、不安がいっぱいなのです。

総選挙でさらに大きな変化を

私の「2週間の任務」も終わり、いま総選挙での躍進をめざす活動に全力をあげています。96年以来の政治の大きな変化が職場を大きく動かしています。こんどの総選挙は、自公を過半数割れに追い込めば野党連立内閣が現実のものになるというまさに激動的変化の可能性をもつ大政治戦になります。前進している野党共闘がいつそう強固なものにするためには、私たち共産党の躍進しだいだという自覚をもってがんばりたいと思います。

（もとむら・えいいち／当研究所理事・日本共産党愛知県委員会労働部長）

第17回・トヨタ・シンポジウム（概要報告）

西野 賑 郎

2月6日トヨタ自動車や関連企業の雇用をめぐる諸問題、下請企業の問題、地域や暮らしの問題を考えるトヨタシンポジウムが豊田市中央公民館で開かれた。その概要を報告します。シンポは主催者挨拶に続き下記のようにすすめられた。

1. 講演：「傍若無人のリストラから雇用を守るために」

労働総研日産問題プロジェクト 佐々木昭三氏

2. 職場からの報告：トヨタ自動車：トヨタ車体：愛知機械

3. 全体討論：アイシン：三菱自動車：中部電力：民商：市役所：猿田先生

講演要旨：佐々木氏は日産のリストラがいま日本の大きな社会問題になっていると話をはじめ、「傍若無人のリストラは日本をどこに導くか」ルノーから送り込まれたゴーンの役割は、日産をルノーの国際戦略下におくことにあること。

トヨタ会長の奥田氏は経営者として耳障りのいいことをいっているが、大きく3つの意味がある。一つはゴーンプランはひどすぎる「ルールなきリストラ」であること、戦後最悪、最大のリストラである。2.1万人（実質3.5万人）削減の雇用に的が当てられていること、二つはトヨタもリストラは必要（総人件費削減）というが、一方では雇用は守るといっている。調べるとこの6年間で従業員を5500人減らしている。儲けはすごい、この1年間で内部留保を521億円増やし、4兆8600億円にのぼっている。トヨタも日産も雇用では日経連の方針で、インチキ・ワークシェアリングで正規社員一人辞めさせて、パートや派遣を二人入れていく、人件費の削減にねらいがある。

3つ目は大企業の社会的責任を果たせという、愛知ではオークマが希望退職という名で大量の首切りをやって、労働組合を中心にした社会的な反撃を受けて、このような形の集団解雇はだめとなっている。トヨタは社員の雇用は守ると明言するが、組織の再編を伴っている。中間管理職が大幅に減らされ、50歳以上の職制は関連・下請に出向させられている。技能職、ライン生産でも工長・組長も減らされ名前もポスト長になった。班長1万人は廃止、きついライン生産労働にまわされ、若い労働者と競争させられ居づらくされ、辞めざるを得ない状況を作りだしている。そのため労働者の健康、生活破壊が広がり過労死、在職死を生んでいる。

就職は深刻で学生24万人は就職がない。50歳代の有効求人倍率は0.17しかない。愛知の大企業は新規社員の採用を手控えている。奥田発言のきっかけは「社会経済生産性本部」のメンタルヘルス調査報告にあるといわれている。リストラの深刻な影響を「日本的な経営が成り立たない」「企業基盤を掘り崩している」と「心配」「懸念」している。

「リストラを自慢する大企業のむき出しの論理」を批判して解雇規制法がまだない条件の下で「雇用危機を解決するための日本共産党の緊急提案」は解雇規制と労働者保護の立場を強調して影響を広げている。佐々木氏はさらに日産村山工場では、門前ビラは以前は

20枚しか入らなかったが工場閉鎖発表後、200枚になり面接を迎えるいまは1000枚近く入るようになっていて、労働者の関心が事態を大きく変えている。ゴーンプランは長時間過密労働になる。年500時間の残業込みであることが明らかになって日産労組の対応も変化してきていること、「リストラでは企業再生も生産性向上もない」ことを豊富な例で明らかにしました。最後に「雇用の確保拡大と経済不況の国民的打開は、大企業の民主的規制にあること」「一致する要求での共同の広がりが大きく、新たな労働運動の前進を作ってきていること」「21世紀にむけて闘う労働組合の大きな役割や社会的な影響力が拡大していること」「政治の流れを変えて労働者、国民の要求や政策を実現していく歴史的な転換期にきている」とまとめました。

トヨタ自動車労働者の報告：トヨタは固定費の削減として賃金制度を変えてきている。35歳ピークで50歳すぎると下がっていく、春闘の9000円要求も50歳では満額とっても4000円程度にしかない。一時金もいままでは「業績のいいときも悪いときも、安定して支給」といつてきたが、これから業績にリンクさせていくという。60歳からの雇用もハードルがあって、働く意欲があること、労働条件が一致すること、会社が必要とする人、などといっている。事務・技術系もサービス残業が増えている。トヨタ住宅から派遣労働者がきている。労働組合の情報も「評議会ニュース」が一度に5枚も配られて、説明がない、わかりづらい内容が多い。職場のほとんどが知らされていない状況だ。7月から新制度が始まると問題が多くなると思う。

トヨタ車体労働者の報告：ハイエースを作っている刈谷工場の廃止が一方的に出てきた。富士松工場と三重県の員弁工場に統合するという。トヨタの副会長が社長に送り込まれて急に出てきた。900人が行くことになる、刈谷から55～60%がいく。雇用は守るといって、いけない人は深刻、会社は単身寮、赴任手当、高速道料金、など提案している。職制層やリーダクラス、寮生は行く覚悟だが中間層は悩んでいる。トヨタは一つだといってヴィッツの生産に応援が頻繁に行われている。私たちもどう闘っていいのか「職場を変えていけるのか」不安になったり、力不足だががんばっている。

愛知機械工場閉鎖の闘いを紹介した見崎事務局長の発言：99年11月に工場へ会いに行ったときは、まだ決まっていないといいながら、11/25に港工場の閉鎖を決めたという。愛知県の対策委員会は「日産が決めたならどうしてもやるのだから、労働者の雇用を守るために職安課長を座長にした」というものだ。港工場700人減らすという、職場では不安が出てきている。製品を納める下請はどうしたらいいのかわからん状況だ。愛労連は聞き取りに入っている。

アイシンの労働者は、会社駐車場の車中で若い派遣労働者が死亡しているのが翌朝発見された。出勤したはずの若い労働者が自宅の駐車場で死亡しているのを妻が発見した。女性のスタッフが自殺した。など健康がむしばまれている状況を報告しました。

三菱自動車の労働者は、港区大江工場の売却問題で4000人の減員の一つは、「チャレンジャー」は米国工場へ移し、「パジェロ・イオ」はイタリア工場で作るようになる。海外生産のために犠牲になっていると告発しました。

(にしの・しんろう / 愛知労働問題研究所所員)

東海市の「街づくりと地域経済、リストラ問題」

－ 概要報告 －



2月20日東海市立農業センターにおいて題記のシンポが開かれ50数人が参加して豊かな討議が行われた。主催は「街づくりと地域経済、リストラ問題を考える市民の会」でした。パネラーは桜井幸雄（元愛知製鋼労組委員長）辻井健児（新日鉄労働者）佐々木昭三（労問研理事）八田ひろ子（参議院議員）でした。

桜井氏は、いま国を治める者は99%の声を無視している。東海市でも最大の問題は雇用だ。いまの自由化は弱肉強食だ。ヨーロッパではきちんと規制している。東海市の市役所の前に3本の柱が立っている。東海市を支える鉄鋼3社だ。ところがいま鉄がだめで農業も後継者不在で成り立たない。いまの状況は「昭和20年3月」だといわれる。8月に超インフレがおそってきた。このままではインフレか大增税だといわれている。次の総選挙でがんばることだ。

辻井氏は、昭和40年に当時の東海製鉄に入った。当時上野台といえば名古屋のタクシーの運転手も知っていた。いまは職場でもものづくりがなくなっている。第1次から第4次までの「合理化」で労務構成も大きく変化してきている。人減らしで社宅はゴーストタウン化している。7万人いた社員もいまでは2万人台だ。人は減っても粗鋼生産量は横這いで一人当たりの生産量は飛躍してきている。製造原価に占める労務費はだんだんやせ細ってきている。一人当たりの人件費は上がっていない。会社は複合経営だと4兆円をつぎ込んだが、日鉄〇〇など2400億円の特別損失を出している。経営の責任だ。

佐々木氏は、大企業のリストラ戦略のもとで労働者の雇用・失業の状況にふれて、大企業のリストラ・規制緩和は企業基盤を崩壊していること。「沈まぬ太陽」を引用して、空の安全は闘う労働組合が守っていること。「働くルール」の確立がとわれていること。闘う労働組合がIBMでも富士通高見沢でも日産でも情勢を切り開いていること。EUとのちがいが「解雇規制法」にあること、などにふれました。労働者の闘いが規制を作っていること、「連合」も労働者保護法では署名に入っていること、闘う仲間の共同が発展していると報告しました。

八田氏は、参議院の労働委員会だけでなく、地方行政委員会、決算委員会などの場でも雇用を守るために取り組んできた。日本共産党は「雇用危機を守る緊急提案」と二つの法律の要綱を出している。雇用問題は労働者の問題だけでなく日本経済の問題になっている。「解雇規制法」は「解雇規制の4要件」を法制化したもので、ポイントは解雇禁止の原則を打ち出したこと、法ができれば不法行為の立証責任を企業に転嫁できること、クーリングオフなど現実的な提案になっている。「労働者保護法」は

「合併等に係る事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案要綱」というもので、衆議院の法制局を通った整合性のあるものになっている。

「残業根絶臨時措置法」は、まだ成文化できていない。民主党も保護法では歩調が合ってきている。

会場からの発言：愛知製鋼Mさんは、トヨタへ100～110人も応援に出ている。帰ってきたら自分の職がない、職場におれないから傍系企業など追いやられている。傍系から玉突きで下請が切られる。＊＊加工のように職場丸ごと別会社になったり、一時帰休で月に5日、賃金で10%カットされている。3直を2直にして人を削っている。

石川島播磨Uさんは：何回かリストラを経験してきている。80年代の7000人合理化、90年代後半新生産体制で二人に一人、今年は全体で1200人の合理化の予定。新卒を入れて年輩者を追い出そうとしている。中部新空港で横浜から100人入れてきている。下請労働者にしわ寄せ、残った人は健康破壊だ。活動家を忘年会から排除し抗議に同調するとリストラの対象になるとおびえている。日産の航空機部門の買い取りの動きもある。大儲けするための「合理化」だ、大企業の罪は深い。

南医療生協Hさん：地域の医療事情は悪くなってきている。生活保護の患者も増えている。下請で働いている人は風邪を引いても休めないという。先ず売薬を飲む、咳が止まらない、肺炎の危険があっても休めないという。「いつ首になるかわからない」という。たつておれない人が入院せずにいる。雇用不安が影響している。これからさらに介護保険の運用がわからないので、大変になる。介護の費用が別に必ず10%とられる。医療の労働者もしわ寄せで、三交替から二交替になる。二人で40数人を夜間みている。看護婦の平均寿命が削られている。

東海市市議Mさん：東海市の人口は10年増えない。自然増はあるが、社会減が多い。年齢別に見ても高齢化してきている。事業所の数は減ってきている。小売り店数など商業統計も減り続けている。国民健康保険の滞納額は増え続けて9.7億円になっている。雇用問題は社会問題だ。

大同特殊鋼Nさん：三年間で1000人減らすという。一年で300人だ。労働組合は雇用は守るといいながら力になってない。アンケートを採った。分社化の内容もよくわかっていない。

東海民商Sさん、銀産労Bさん、公害患者の会Iさん：など、活発に発言が続いた。

(文責：愛知労働問題研究所事務局)



☆2000年1月15日以降の主な活動日誌

〈1月〉15日愛労連・大企業関連ネットワーク、16日第71回自動車産業職場政策研究会、17日第75回日本労働運動を読む会、18日愛労連第9回リストラ対策委員会、19日国鉄闘争ILO勧告学習会、22日名鉄革新懇・職場学習会、23日愛労連臨時大会

〈2月〉6日第17回トヨタシンポ、豊田市長選、16日東海MIC賃金学習会、20日第72回自動車産業職場政策研究会、21日第76回日本労働運動を読む会、22日地労委民主化会議総会、25日愛労連春闘総行動、26日第5回所員会議、第14回労働者の権利部会

〈3月〉3日環境と労働運動部会学習会、4日愛労連一斉労働相談110番、リストラ「合理化」反対全国交流討論集会、7日3.7中央大集会、13日重税反対全国統一行動

☆今後の主な予定

〈3月〉15日春闘集中回答日、16日第1次全国統一行動、愛労連・春闘共闘、春闘勝利総決起集会、17日第6回所員会議、18日労働者の権利部会・定例研究会、3月中旬：万博の是非を問う署名集中月間、24日名古屋青空裁判「春を呼ぶ中電包囲大行動」、25日日独労働問題共同セミナー（中京大学研究棟）、26日日独労働問題・公開シンポ、（労働会館本館2階会議室）27日労働総研日独セミナー（東京）、第77回日本労働運動を読む会、日本共産党大演説会（レインボーホール）

〈4月〉19日第53回栄総行動、29日第7回所員会議、第3回理事会、

*** 近日発刊予定：「あいちの労働と生活」2000年版 ***

編集：愛知労働問題研究所 約200ページ

頒布価格：1500円 予約受付中

内容：第1編 経済：愛知の産業・農業・愛知の独占・独占の経営戦略・中小企業、業者の経営動向・愛知の産業政策ほか 第2編：労働 雇用と失業・労働時間・賃金・労働と健康・中小業者の就業状況ほか 第3編：生活 人口と家族・労働者の家計・生活時間・文化・生活環境・公害・土地と住宅・暮らしと健康・子供の生活と教育・健康と医療・高齢者の暮らしと要求・社会福祉 第4編：運動 愛知の労働界新地図・春闘、一時金・愛知の労働争議・過労死労災申請・医療福祉・男女平等の取組

* 「所報」第80号(隔月刊)/発行日2000年3月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所 (略称：労問研)

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX (052) 883-6978 Eメール ali@japan-net.or.jp

* 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

* 研究所会費(年)個人6000円 団体1口・12000円 *会員の購読料は会費に含む

* 送金先 郵便振替0086-6-80604/東海銀行金山支店・普通口座 1368019

* お願い：会費の納入についてご協力下さい

